

令和8年度 学校法人ワタナベ学園 情報公開

- 1 寄附行為
- 2 役員等の報酬及び旅費に関する規程
- 3 役員・評議員名簿
- 4 令和7年度 事業報告書
- 5 令和7年度 決算書類（計算関係書類・財産目録）

令和7年度 監査報告書

令和7年度 独立監査人の監査報告書

学校法人ワタナベ学園
寄 附 行 為

令和7年4月1日

学校法人ワタナベ学園寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、学校法人ワタナベ学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を埼玉県吉川市保1丁目21番地7に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、教育基本法、学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行うことにより健全な人材を育成すること、児童福祉法に基づき、幼児が心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的とする。

(設置する学校等)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校及び保育所を設置する。

(1) 越谷保育専門学校

専門課程

(2) 吉川福祉専門学校

専門課程

(3) 幼稚園型認定こども園吉川幼稚園

(4) 幼保連携型認定こども園越谷さくらの森

(5) 幼保連携型認定こども園みさとさくらの森

(6) 幼保連携型認定こども園戸頭さくらの森

(7) 幼保連携型認定こども園霞ヶ関幼稚園

(8) 幼稚園型認定こども園柏ひがし幼稚園

(9) 保育所型認定こども園吉川さくらの森

(収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行うことができる。

- (1) 不動産賃貸業
- (2) 損害保険代理業
- (3) 教育、学習支援業

第3章 機関の設置

(役員及び評議員の設置)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名
 - (2) 監事 2名
- 2 この法人に、評議員12名以上13名以内を置く。
- 3 この法人に、会計監査人1名を置く。
- 4 評議員の実数は、理事の実数を超える数でなければならない。

(理事選任機関)

第7条 この法人の理事選任機関は、理事・評議員選任委員会とする。

- 2 この法人の理事選任機関の構成員は、理事3名、評議員3名とする。
- 3 理事選任機関の構成員のうち、理事は理事会、評議員は評議員会の決議によって選任する。
- 4 理事選任機関の構成員の任期は、3年とする。
- 5 理事選任機関は、当該理事選任機関の決議によって定められた者が招集する。
- 6 理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かななければならない。
- 7 理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。
- 8 理事選任機関の決議は、理事選任機関の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、第12条第1項及び第38条第1項に定める決議はこの限りでない。
- 9 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者(第5項に規定する者をいう。以下この項及び第31条第1項第5号において同じ。)に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事選任

機関を招集しなければならない。

- 10 理事選任機関の議事録その他理事選任機関の運営に関し必要な事項は、理事・評議員選任委員会運営規程で定める。

第4章 理事会及び理事

第1節 理事の選任及び解任等

(理事の選任)

第8条 理事は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 校長及び園長のうちから理事選任機関において選任した者 2名
 - (2) 前号に掲げるもののほか、理事選任機関において選任した者 6名
- 2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。
- 3 理事選任機関は、理事の総数が8名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

(理事の資格及び構成)

第9条 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守するとともに、この法人の理事は、他の2人以上の理事と親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）であってはならない。

(理事の任期)

第10条 理事の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 理事は、再任されることができる。

(理事の定年)

第11条 前条に規定する理事は、任期満了前であっても定年に達したときは理事の職を失うものとする。

2 理事の定年については、別に定める。

(理事の解任及び退任)

第12条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の構成員総数の4分の3以上の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 理事としてふさわしくない非行があったとき

2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事を選任した理事選任機関に対し、当該理事の解任を求めることができる。

3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から2週間以内に理事選任機関による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から2週間を経過した日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

4 理事は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

(理事に欠員を生じた場合の措置)

第13条 理事は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

2 理事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第2節 理事会及び理事の職務等

(理事会の構成)

第14条 理事会は、全ての理事で組織する。

(理事会の権限)

第15条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事の職務)

第 16 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事のうち 1 名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときは、理事総数の 4 分の 3 以上の決議とする。

3 理事長の推薦に基づき、理事（理事長を除く。）のうち 5 名以内を業務執行理事とすることができる。業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。

4 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

5 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

(代表権の制限)

第 17 条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事の報告義務)

第 18 条 理事長及び業務執行理事は、3 月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第 3 節 理事会の運営

(招 集)

第 19 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

4 理事長が、前項の請求のあった日から 5 日以内に、その請求の日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。

5 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の 1 週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

7 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運 営)

第20条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 前条第2項及び第4項並びに第31条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(決 議)

第21条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数（現在数）の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) この寄附行為の変更

(2) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散

(3) この法人の合併

(4) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更

(5) 第71条第1項各号に定める書類（事業報告、事業報告の附属明細書、計算書類、計算書類の附属明細書、財産目録）の承認

(6) 基本財産の処分

(7) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）
その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(8) 残余財産の帰属者の決定

(9) 収益を目的とする事業に関する重要な事項

3 前2項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることはできない。

4 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

(業務の決定の委任)

第22条 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第23条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成

しなければならない。

- 2 議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。第50条第2項において同じ。）又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えておかなければならない。

第5章 監事

第1節 選任及び解任等

（監事の選任）

第24条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
- 3 評議員会は、監事の総数が2名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

（監事の資格）

第25条 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、この法人の監事は、他の監事と親族その他特殊の関係がある者であつてはならない。

（監事の任期）

第26条 監事の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 監事は、再任されることができる。

（監事の定年）

第27条 前条に規定する監事は、任期満了前であっても定年に達したときは監事の職を失うものとする。

2 監事の定年については、別に定める。

(監事の解任及び退任)

第 28 条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
 - (3) 監事としてふさわしくない非行があったとき
- 2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から 30 日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。

3 監事は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)

第 29 条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数（定数 2 名の場合、監事の総意）の同意を得なければならない。

- 2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。
- 3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。
- 4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
- 5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第 30 条 監事は、第 6 条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお監事としての権利義務を有する。

- 2 監事のうち、その定数の 2 分の 1 を超えるもの（定数 2 名の場合、監事の全員）が欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

第2節 職務等

(監事の職務)

第31条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (3) 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに埼玉県知事（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。）に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務
- 2 前項第5号の請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。

(調査権限等)

第32条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。
- 3 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(理事の行為の差止め)

第 33 条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第 6 章 評議員会及び評議員

第 1 節 評議員の選任及び解任等

(評議員の選任)

第 34 条 評議員は、次の各号に掲げる者とし、理事・評議員選任委員会において選任する。

- (1) この法人の職員のうちから選任した者 4 名
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上のものの中から選任した者 3 名以上 4 名以内
 - (3) 学識経験者のうちから選任した者 4 名以上 5 名以内
- 2 前項第 1 号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。
- 3 評議員会は、評議員の総数が 1 2 名を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 4 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする。
- 5 第 7 条第 2 項から第 5 項及び第 8 項の規定は評議員について準用する。この場合において、これらの規定中「理事選任機関」とあるのは「理事・評議員選任委員会」と読み替えるものとする。その他、法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、理事・評議員選任委員会運営規程において定める。

(評議員の資格)

第 35 条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第 31 条第 3 項及び第 6 項、第 46 条第 2 項及び第 3 項並びに第 62 条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守するとともに、この法人の評議員は、他の 2 人以上の評議員と親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(評議員の任期)

第 36 条 評議員の任期は、選任後 3 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の定年)

第 37 条 前条に規定する評議員は、任期満了前であっても定年に達したときは評議員の職を失うものとする。

2 評議員の定年については、別に定める。

(評議員の解任及び退任)

第 38 条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事・評議員選任委員総数の 4 分の 3 以上の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 評議員としてふさわしくない非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

3 評議員は、第 6 条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

第 2 節 評議員会及び評議員の職務等

(評議員会の構成)

第 39 条 評議員会は、全ての評議員で組織する。

(評議員会の職務等)

第 40 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 重要な資産の処分又は譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
 - (4) 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更
 - (5) 収益事業に関する重要事項
 - (6) 私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号までに定める事項を除く 寄附行為の変更
 - (7) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (8) 寄附金品の募集に関する事項
 - (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
- 3 評議員会は、法令及びこの寄附行為で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項について決議する。
- (1) 私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号までに定める寄附行為の変更
 - (2) 私立学校法第 109 条第 1 項第 1 号に定める事由による解散
 - (3) 合併

（理事の行為の差止めの求め）

第 41 条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第 33 条の請求を行うことを求めることができる。

- 2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われないときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（責任追及の訴えの求め）

第 42 条 評議員会は、役員、会計監査人又は清算人が任務を怠ったことによつてこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長（理

事の責任を追及する場合には監事) に対し、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

第3節 評議員会の運営

(開 催)

第43条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第44条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の30日前までにしなければならない。

4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限り。）により通知しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨

(4) 私立学校法施行規則で定める事項

5 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(評議員による招集)

第45条 前条第2項の規定による請求があった日から30日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、埼玉県知事の許可を得て、評議員会を招集することができる。

2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第4項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に

限る。)により通知しなければならない。

3 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(監事による招集)

第46条 第31条第2項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第44条第4項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限り。）により通知しなければならない。

2 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(招集手続の省略)

第47条 前3条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運 営)

第48条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

(決 議)

第49条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 私立学校法第92条第1項に規定する決議

3 前2項の規定にかかわらず、役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

4 前3項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

5 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

(議事録)

第50条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長、出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上及

び出席した監事が署名若しくは記名押印し、評議員会の日から 10 年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

(役員の出席等)

第 51 条 理事長、業務執行理事及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

2 理事長、業務執行理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第 7 章 理事会と評議員会の協議

(理事会及び評議員会の協議)

第 52 条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事会又は評議員会は、理事長に対し、理事・評議員協議会の開催を求めることができる。この場合において、理事長は、求めのあった日から 20 日以内に、理事・評議員協議会を招集しなければならない。

2 理事・評議員協議会の構成員は、理事 3 名、評議員 3 名とし、それぞれ理事会及び評議員会において選定する。

3 理事・評議員協議会の構成員は、理事・評議員協議会に出席し、誠実に協議を行わなければならない。

4 理事・評議員協議会の決議は、理事・評議員協議会の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

5 理事会又は評議員会は、理事・評議員協議会の決議の結果を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

6 理事・評議員協議会の運営に関し必要な事項は、理事・評議員協議会運営規程において定める。

第 8 章 会計監査人

第 1 節 選任及び解任等

(会計監査人の選任)

第 53 条 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 54 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(会計監査人の解任)

第 55 条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであつて、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人の選任及び解任等に関する手続)

第 56 条 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

- 2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。
- 3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
- 5 理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(会計監査人に欠損を生じた場合の措置)

第 57 条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

第2節 会計監査人の職務等

(会計監査人の職務等)

第58条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

(2) 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

(3) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

(4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつてこの法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第9章 予算及び事業計画等

(会計年度)

第59条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第60条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上7年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

(役員及び評議員の報酬)

第 61 条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。ただし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(責任の免除)

第 62 条 役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員又は会計監査人が賠償の責任を負う額から私立学校法第 92 条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

3 第 1 項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第 92 条第 2 項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には 1 月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。

4 評議員の総数の 10 分の 1 以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第 1 項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。

5 第 1 項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員又は会計監査人に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

(責任限定契約)

第 63 条 理事（理事長、業務執行理事及びこの法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。）、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金 1 0 0 万円を限度としてあらかじめ定めた額と私立学校法第 92 条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事、監事又は会計監査人と締結することができる。

第 10 章 資産及び会計

(資 産)

第 64 条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第 65 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第 66 条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第 67 条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第 68 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会 計)

第 69 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

- 2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）

及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）

第70条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

（事業報告及び決算）

第71条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ第3号から第5号までの書類については会計監査人の監査を受けた上で、理事会の決議による承認を受けなければならない。

- （1） 事業報告
- （2） 事業報告の附属明細書
- （3） 計算書類
- （4） 計算書類の附属明細書
- （5） 財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

（財産目録等の備置き及び閲覧等）

第72条 この法人は、毎会計年度終了後3月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第3項及び第78条第2号において同じ。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前条第1項各号及び前項の書類、監査報告、会計監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせ又は交付をすることがで

きる。

(資産総額の変更登記)

第 73 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 月以内に登記しなければならない。

第 11 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 74 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議（私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号に定める事項を除く寄附行為の変更にあつては、評議員会への諮問。次項において同じ。）を得て、埼玉県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、埼玉県知事に届け出なければならない。

第 12 章 解散及び合併

(解 散)

第 75 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会の決議及び評議員会の決議による決定
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
- (3) 合併
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 埼玉県知事の解散命令

2 前項第 1 号又は第 2 号に掲げる事由による解散は、埼玉県知事の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 76 条 この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合 併)

第 77 条 この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、埼玉県知事の認可を受けなければならない。

第 13 章 補 則

(情報の公表)

第 78 条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき これらの書類の内容

(公告の方法)

第 79 条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。

(施行細則)

第 80 条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 (理事長)	渡 辺 哲 夫
理 事	岩 水 昶
理 事	大久保 伝 蔵
理 事	和 田 富 起
理 事	阿 部 恒 保
理 事	渡 辺 淑 恵
監 事	中 村 清四郎
監 事	横 山 武

- 2 この法人の設置する幼稚園の卒業者のうち、5 人以上の者が年令 2 5 年に

達するまでの間は、第 2 3 条の規定の適用については、同条第 1 項第 2 号中「この法人の設置する学校を卒業した者で 2 5 年以上の者」とあるのは、「この法人の設置する幼稚園の園児の保護者」と、同条第 2 項中「第 1 号」とあるのは、「第 1 号及び第 2 号」と、「この法人の職員の地位を退いたときは」とあるのは、「この法人の職員の地位を退いたとき、又はこの法人の設置する幼稚園の園児の保護者でなくなったときは」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和 4 4 年 4 月 1 5 日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和 4 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和 4 7 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和 4 8 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和 4 8 年 1 0 月 2 7 日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和 4 9 年 8 月 2 1 日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和 5 1 年 3 月 2 2 日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和 5 2 年 2 月 2 8 日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和 5 3 年 3 月 2 3 日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和 5 5 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和 5 8 年 1 1 月 3 0 日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和 5 9 年 6 月 1 5 日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和 5 9 年 1 1 月 1 5 日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和 6 0 年 1 月 9 日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成 4 年 2 月 1 0 日から施行する。

附 則

- 1 平成5年8月30日埼玉県知事認可のこの寄附行為は、平成5年8月30日から施行する。
- 2 この寄附行為第4条第1項第3号の校名は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 平成5年11月1日埼玉県知事認可のこの寄附行為は、平成5年11月1日から施行する。
- 2 この寄附行為第4条第1項第4号の校名は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 平成7年5月25日埼玉県知事認可のこの寄附行為は、平成7年5月25日から施行する。

附 則

- 1 平成10年5月19日埼玉県知事認可のこの寄附行為は、平成10年5月19日から施行する。

附 則

- 1 平成11年7月21日埼玉県知事認可のこの寄附行為は、平成11年7月21日から施行する。

附 則

- 1 平成12年4月6日埼玉県知事認可のこの寄附行為は、平成12年4月6日から施行する。

附 則

- 1 平成16年3月31日埼玉県知事認可のこの寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 平成17年3月14日埼玉県知事認可のこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 平成18年2月13日埼玉県知事認可のこの寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 平成19年4月23日埼玉県知事認可のこの寄附行為は、平成19年4月23日から施行する。

附 則

- 1 平成21年4月1日埼玉県知事認可のこの寄附行為は、

平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 平成 22 年 4 月 1 日埼玉県知事認可のこの寄附行為は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 平成 22 年 9 月 30 日埼玉県知事認可のこの寄附行為は、平成 22 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

- 1 平成 26 年 3 月 31 日埼玉県知事認可のこの寄附行為は、平成 26 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この寄附行為第 4 条第 2 号の校名は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 平成 30 年 4 月 1 日埼玉県知事認可のこの寄附行為は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 平成 31 年 3 月 29 日埼玉県知事認可のこの寄附行為は、平成 31 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

- 1 令和 2 年 3 月 4 日埼玉県知事認可のこの寄附行為は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 令和 4 年 4 月 1 日埼玉県知事認可のこの寄附行為は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 令和 6 年 1 月 30 日埼玉県知事認可のこの寄附行為は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 令和 6 年 12 月 20 日に埼玉県知事が認可したこの寄附行為は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和 7 年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。
- 3 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、令和 7 年度の定時評議員会の終結の日以後に任期が満了するものの任期については、

その終期を令和 7 年度の定時評議員会の終結の時まで短縮する。

役員等の報酬及び旅費に関する規程

令和 7 年 4 月 1 日

学校法人ワタナベ学園役員等の報酬及び旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人ワタナベ学園寄附行為第58条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び旅費の支給に関し、必要な事項を定めたものである。

(報酬及び旅費の支給)

第2条 理事が次に定める業務を行ったときは、当該理事に報酬及び旅費を支給することができる。

- (1) 理事会への出席
- (2) 理事・評議員選任委員会
- (3) 学園が出席を要請した会議

2 監事が次に定める業務を行ったときは、当該監事に報酬及び旅費を支給することができる。

- (1) 理事会への出席
- (2) 評議員会への出席
- (3) 監査の実施
- (4) 学園が出席を要請した会議

3 評議員が評議員会及び理事・評議員選任委員会に出席したときは、当該評議員に報酬及び旅費を支給することができる。ただし、この学園の教職員である評議員には、報酬は支給しない。

4 役員等が学園から出席を要請された行事に出席したときは、当該役員等に旅費を支給することができる。

5 報酬及び旅費の支給は、通貨で本人にその全額を支給する。ただし、本人の同意を得たときは、本人が指定する銀行その他の金融機関の本人名義の預金又は、貯金の口座への振込にすることができる。なお、支給日については、原則第1項から第4項で定める業務を行った日又はその請求のあった日の翌月25日払いとする。

6 前項において報酬及び旅費を支給したときは、源泉所得税を控除する。

(報酬等の額)

第3条 報酬及び旅費の額は、別表のとおりとする。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の議決による。

附則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 平成18年10月25日施行「役員手当等支給内規」及び平成13年8月1日施行「評議員会手当等支給内規」は令和2年3月31日付をもって廃止する。

附則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表

役員等の報酬及び旅費の額（１日につき）

区 分	業務内容	報酬(円)	旅費(円)
学内理事	理事会等の会議への出席	5,000	旅費規程を適用
	学園から出席を要請された行事への出席		旅費規程を適用
	理事・評議員選任委員会		旅費規程を適用
学外理事	理事会等の会議への出席	20,000	3,000
	学園から出席を要請された行事への出席		3,000
	理事・評議員選任委員会	(2,000)	(3,000)
監 事	理事会又は評議員会等の会議への出席	20,000	3,000
	監事監査の実施	20,000	3,000
	学園から出席を要請された行事への出席		3,000
学内評議員	評議員会等の会議への出席		旅費規程を適用
	学園から出席を要請された行事への出席		旅費規程を適用
	理事・評議員選任委員会		旅費規程を適用
学外評議員	評議員会等の会議への出席	15,000	3,000
	学園から出席を要請された行事への出席		3,000
	理事・評議員選任委員会	(2,000)	(3,000)

備考 報酬及び旅費は、源泉所得税等を控除する。

理事・評議員選任委員会の報酬等は、同日同所で理事会または評議員会に出席したときは、支給しない。

学校法人ワタナベ学園

役員・評議員の概要

定員数：理事8名、監事2名、評議員12～13名

令和8年4月1日現在

	役職名	氏 名	学内・学外	就任年月日	学 内 役 職
1	理事長	美入 昌男	学 内	R5. 4. 1	学校法人ワタナベ学園 学園長 越谷保育専門学校学校長
2	理 事	高橋 和子	学 内	R3. 4. 1	学校法人ワタナベ学園 幼保連携型認定こども園みさとさくらの森園長
3		渋谷 るり子	学 内	R5. 4. 1	学校法人ワタナベ学園 越谷保育専門学校副校長
4		齋藤 ゆかり	学 内	R5. 5. 29	学校法人ワタナベ学園 幼保連携型認定こども園越谷さくらの森園長
5		飯塚 美樹	学 内	R8. 4. 1	学校法人ワタナベ学園 総務室長 兼 経理・管財室長
6		関 正晴	学 外	R2. 4. 1	
7		牧野 文隆	学 外	R6. 4. 1	
8		狩野 浩二	学 外	R6. 4. 1	
1	監 事	舛巴 啓二	学 外	R2. 4. 1	
2		澤田 裕二	学 外	R5. 4. 1	
1	評議員	一郎丸 恵一	学 内	H26. 4. 1	学校法人ワタナベ学園 学務室副室長
2		小黑澤 清美	学 内	H26. 5. 28	学校法人ワタナベ学園 保育所型認定こども園吉川さくらの森施設長
3		宮川 理香	学 内	R6. 4. 1	学校法人ワタナベ学園 幼保連携型認定こども園戸頭さくらの森園長
4		中山 恵	学 内	R8. 4. 1	学校法人ワタナベ学園 幼稚園型認定こども園吉川幼稚園副園長
5		宮崎 大輔	学 外	R7. 5. 9	
6		内保 亘	学 外	R7. 5. 9	
7		小野 真理	学 外	R7. 5. 9	
8		海岡 良平	学 外	R7. 5. 9	
9		青木 健司	学 外	H29. 4. 1	
10		本間 寛隆	学 外	R5. 4. 1	
11		野口 和幸	学 外	R6. 4. 1	
12		豊田 正一	学 外	R7. 5. 9	

令和7年度

事業報告書

学校法人 ワタナベ学園

令和7年度 理事長 事業報告

理事長 美入昌男

はじめに 令和7年4月より、寄附行為が施行され、学園はあらたなスタートを切った。令和8年4月学校教育法の改正に先立ち、専門学校2校の学則変更の手続きは令和7年12月末に完了した。高等教育機関として質の保証に努め、信頼される学校を目指す。今後とも園児、学生、教職員の Well-being(持続可能な幸福)の実現を願い、学園がワンチーム(信頼・協力・感謝の組織)となって取り組んでいく。

- 1 園児はWell-beingの基礎を培い、教職員の安全・命を守り、事故防止に取り組んだ。
- 2 人材(財)を確保し、後継者育成の取り組み 学園が必要とする有為な人材(財)を確保し、後継者・リーダーを育てた。園長会主催のリーダー研修会を2回4/3(木)、1/7(水)開催。年度末管理職退任者(室長1名、園長3名)の後任人事を円滑に進めた。
- 3 社会の変化に迅速に対応
社会の変化や国や県の動向に、勇気を持って果敢にチャレンジした。4月寄附行為の変更に伴い、新しい理事会・評議員会のもと学園づくりに取り組んだ。コンピュータ(ICT、DX、AI等)の教育・事務に有効活用にも取り組んでいる。
- 4 学園の中・長期計画について(鷹の目:俯瞰する、トンボの目:複眼)
今後の園児学生の減少、校舎等の老朽化に鑑み、中期事業計画を策定・具現化するため、7月3日将来構想委員会が発足し、中期事業計画を作成した。
- 5 学園のMVPの実践の取り組み
Mission(使命)は、園児(在園児約1200人)の教育・保育に取り組み、幼稚園教諭保育士43名、介護福祉士21名を養成、輩出した。
Vision(将来像)は、持続可能な学園の具体的な将来構想の構築に取り組む。
Passion(情熱)は、学園の所属職員がこのMission、Visionを自覚して、職務に情熱を傾けることを意識した。財政基盤の改善に取り組み、決算を支出超過(黒字)とすることができた。
- 6 「長く働くことができる」職場環境の取り組み
ワークライフバランス(仕事と生活の調和)を図り、ハラスメント(嫌がらせ等)を防止し、給与体制の見直し、業務改善に努めた。職員が、意欲をもって、明るく楽しく元気に仕事に専念し、課題を一人で抱え込まず、チームで協働する職場環境の実現に努めた。
所属職員が健康を第一に、ライフイベントを健やかに、過ごせるように、お互いの理解と協力と助け合いで、働きやすい職場づくりに取り組んだ。
- 7 職務の心構え3S+C Speed(速さ)、Smile(笑顔)、Spirit(誠実)を心構えとし、C(コミュニケーション情報共有)をとおして職務の専念に努めた。さらにコンプライアンス(法令順守)、ガバナンス(内部統制)の推進を図り、危機管理運営体制作りに取り組んだ。
- 8 凡事徹底(当たり前のことを当たり前に行う)に取り組む

まとめ 今年度を踏まえ学園が持続可能な法人として超少子高齢化が進む中、来年度は

①学生・園児の確保、②校舎園舎等の老朽化対策、③適正な規模、将来構想の策定、④教職員の確保と人材育成、⑤人事異動、⑥財政基盤の確立 等に、真摯に取り組む。

令和7年度 総務室 事業報告

令和7年4月1日、改正私学法が施行され、本学園においても寄付行為を変更し、新たな体制がスタートした。法改正の趣旨に鑑み、理事会、評議員会を中心に、ガバナンス体制の整備を進める中、「透明性」と「公平性」が最も重要であるとの認識からその強化に努めた。

1 働き方のルールについて

明確な基準を示した働き方のルールを策定し、教職員それぞれの理解と納得感を高めた。例えば、時間外労働の取扱いについては、長年、業務の性質上算定し難いものとして、給与に一定割合の手当を支給していたが、その算定基準や算定方法を明示し運用した結果、職場で時間管理の意識が高まり、業務改善が進められた。

2 安心して働ける職場のための対応

目まぐるしく変化する社会情勢に合わせ、迅速かつ適切に対応するよう努めた。今年度より育児・介護休業法が改正・施行され、男女ともに子育てや介護に直面した教職員が仕事と両立して働きやすい制度を整備した。また、昨今問題化しているカスタマーハラスメントに対しては、対応マニュアルを作成し、本学園ホームページに掲載することで、教職員が不安なく働くことができる職場環境の整備を推進した。

3 今後の課題

令和7年度決算における人件費比率は64.7%（派遣含む67.4%）という結果となり、相変わらず高水準の人件費比率を維持することとなった。このような状況の中、教職員の生活の維持・向上や次世代を担う人材の育成をしていくうえでは、賃金を含めた待遇改善は重要な問題である。そのため、人件費に見合う水準の事業活動収入が求められるが、学生生徒納付金等の収入が減少傾向の現状を踏まえると、諸々の待遇改善には相当な工夫が必要である。持続可能で安定した学園運営の実現には、引き続き、業務の見直しや改善に努め、透明性と公平性を確保しながら、納得性のある人員配置の最適化を図ることが急務である。

4 令和7年度 教職員の現状

教職員数 . . . 204名（教員166名、職員38名 週20時間以上）

平均年齢 . . . 43.1歳（令和6年度42.9歳、令和5年度41.7歳）

育児休業取得者 . . . 14名（産前産後休暇後 100%取得）

障害者雇用 . . . 法定雇用率を満たす人数を雇用

離職率 . . . 6.86%

（参考：厚労省 令和6年雇用動向調査 産業別離職率 教育・学習支援業 13.1%）

令和7年度 学務室 事業報告

I はじめに 地域に必要とされ、信頼される魅力的で持続可能な学園とするためには、魅力のもと、つまり背景となる教育・保育活動の充実が不可欠である。地域に、選ばれる学園にするために学務室は充実した保育・教育活動の実現のため専門学校、認定こども園をサポートしてきた。その成果を専門学校と認定こども園の事業報告から抜粋する。

II 専門学校の事業報告から

1 地域から選ばれる魅力的な専門学校とするための取り組み

共通 学校関係者評価委員会開催／教育課程編成委員会開催／学校情報の公開／職業実践専門課程の認定校の継続／大学等における修学支援の認定校の継続

越保 保育祭／スポーツ大会／芸術鑑賞／おもちゃ美術館見学（体験含む）／保護者会／授業連携「連風」／地域活動

吉福 吉福祭／国試対策講座／常時授業公開

2 入学生確保のための取り組み

共通 学校案内作成／高校連携（訪問・出前講義・説明会参加・オープンキャンパス）／職業訓練生（ハロートレーニング）の入学

吉福 動画配信/情報提供（ビデオなど）/留学生指導の充実（国家試験全員合格）

3 保育や介護の現場で活躍する人材を育成するために

共通 実習先との連携／実習事後指導

越保 実習の充実

吉福 外部の専門家を講師として招聘／研究発表会／介護機器メーカーとの連携

4 教育課程の編成と見直し

共通 講師会/教育課程編成委員会開催

越保 指導大学指定養成機関指導委員会開催

5 卒業と就職

共通 就職説明会／卒後状況調査（訓練生）

越保 中途退学対策

III 認定こども園の事業報告から

1 子ども達の成長を促す保育の取り組み

吉幼 本に触れる体験の充実／「絵本の広場」の充実／各所に本を置く

越さ 「生きる力を培う保育」「いのち」「しぜん」の大切さに触れる

みさ 「ひとりひとりの育ちをサポートする」全園児合同保育

戸頭 「個性を伸ばす教育保育」／学びの芽や創造性、自主性、社会性を養う／子どもの主体的遊びや日常の充実

霞幼 「心をつなぐ歌声の響く幼稚園」／歌声タイム／ミニコンサート実施／個に応じた支援

柏ひ 保護者の思いに直接届く丁寧な保育

吉さ 様々な年齢の友達と活動する異年齢保育

2 全職員協働意識の醸成のための取り組み

共通 キャリアアップ研修の充実

越さ 保護者アンケート実施から職員のやる気創出

3 働き方改革の取り組み

戸頭 指導要録のパソコン入力／データ保存推進

4 園児募集・子育て支援の取り組み

共共通 プレイルームの実施（みさ園外でも実施）

共通 入園説明会実施

吉幼 越さ 霞幼 子育てサロン（育児相談・ママキッズマルシェ等）実施

みさ 霞幼 柏ひ 2歳未就園児保育（有料）の実施

共通 地域との連携・自治会など

5 その他（特記される事項）

共通 幼保小連携推進

みさ 霞幼 柏ひ 吉さ 特別な配慮が必要な園児への指導の研究

吉幼 柏ひ 保護者用駐車場の拡充

III 学務室の総括

園長会、校長会の運営、入園案内制作、ホームページの更新、ハラスメント対応マニュアル等の策定（総務室とともに）、業者対応、園児・学生事故対応、自治体への諸報告・許認可業務、生徒募集用務（専門学校）、研究・研修補助制度管理、システムによる学費管理、学費決算報告

1 決算報告（令和6年度末には膨大な事務量が発生した。）

定期的に事務連絡会を行い、各園事務担当者との連携が取れたことにより、前年度よりもスムーズに進められた。しかし、いくつかの課題と反省点も残ったため、令和8年度決算に向けて、学費管理を徹底したい。

2 学則、園則変更等の概要

越谷保育専門学校 学校教育法改正に伴う変更

吉川福祉専門学校 学校教育法改正に伴う変更

吉川幼稚園 預かり保育料、教育を提供しない日の変更

越谷さくらの森 利用定員、教育充実費の変更

みさとさくらの森 利用定員、教育充実費の変更

戸頭さくらの森 教育充実費、給食費の変更

霞ヶ関幼稚園 利用定員、教育充実費、入園受入準備費の変更

柏ひがし幼稚園 預かり保育料、教育充実費、給食費の変更

吉川さくらの森 教育を提供しない日の変更

3 研究・研修費補助制度の見直し（昨年から継続）

IV 今後の取り組み

学校法人としての運営の根本は教育・保育の活動の充実である。学園の存在意義を自らに問いかけつつ、選ばれる専門学校、選ばれる認定こども園となるための不断の努力が必要である。各校、各園がそれぞれの魅力の創造に取り組むことが重要である。まとめると以下の枠内ようになる。

① 教育・保育活動の充実 →② 在籍学生・在籍園児の満足 →③ 保護者、家族の満足 →④ 地域の評判・信頼 →⑤進学希望・入園希望の増加 →①へ
--

専門学校部門の2校の卒業生はいずれも卒業時に国家資格を取得する。卒業後は社会を支える大きな力となる。これからの社会で活躍する有為な人材を輩出する信頼される専門学校となっていくことが期待される。

認定こども園部門では保護者から信頼され、社会から期待される認定こども園になっているのか。社会の次の担い手として成長していく幼児の健全な成長を見守り育む認定こども園となっているか、自らに問い続けながら魅力的な教育保育活動の実現を目指していく。

いかに特に留意すべき点を挙げる。

- 1 学生、園児の安心安全を第一として教育、保育環境の整備を図る。
- 2 すべての専門学校、認定こども園で職員のコスト（費用対効果）意識を醸成し、適正で効果的な予算執行を促す。
- 3 複数の専門学校、複数の認定こども園を持つ学園のメリット（強味）を生かし、直面する課題の最適解を探るとともに効果の上がった取り組みを相互に学びあうなどし、教育保育活動の充実を図る。

令和7年度 経理・管財室 事業報告

令和7年度より私立学校法が改正され、本学園においても、より一層のガバナンス強化が求められることになった。それに伴い新たな学校法人会計基準が適用されるため、今年度決算では、新基準に基づき財務情報の透明性や説明責任の強化に努めた。

1 令和7年度決算の概要について

学園の令和7年度決算における経常収支差額は81百万円の収入超過となり、前年度の支出超過から大きく改善した。また、当年度収支差額も31百万円の収入超過という結果となった。

2 経営上の成果と課題

今年度の収入超過（黒字）の主な要因は、補助金である施設型給付費収入が前年度に比べ43百万円の増加、人件費支出における一部こども園の教職員に支給していた学園独自の処遇改善手当7百万円の見直し、修繕費支出及び施設・設備関係支出が一部部材の調達難により、更新を次年度以降へ見送ったことによる減少などが大きく影響している。

3 今後の方針と対応策

修繕費支出や施設・設備関係支出については、最適な実施方法の再検討を含め計画的に進めて行くことはもちろん、事業活動計画時において、各施策の実効性を検証し、その精度を高める必要がある。本学園を取り巻く環境は、少子化や物価高騰の影響により、一層厳しさを増す可能性があるが、安定的な財務基盤の構築に努めたい。

4 財務計算に関する書類について

令和7年度決算は、各計算書類の状況、経年比較、財務分析の結果は、以下のとおりである。

令和 7 年 度

財務計算に関する書類

学校法人ワタナベ学園

貸借対照表

令和 8年 3月31日

(単位 円)

資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	3,836,314,040	3,919,593,640	△ 83,279,600
有形固定資産	3,552,229,086	3,635,420,454	△ 83,191,368
土地	1,639,845,463	1,639,845,463	0
建物	1,777,454,470	1,851,654,500	△ 74,200,030
構築物	79,347,651	87,403,585	△ 8,055,934
教育研究用機器備品	19,519,125	23,507,291	△ 3,988,166
管理用機器備品	1,772,730	2,065,710	△ 292,980
図書	27,227,773	26,520,858	706,915
車両	7,061,874	4,423,047	2,638,827
特定資産	180,000,000	180,000,000	0
退職給与引当特定資産	80,000,000	80,000,000	0
減価償却引当特定資産	100,000,000	100,000,000	0
その他の固定資産	104,084,954	104,173,186	△ 88,232
借地権	595,560	595,560	0
電話加入権	3,704,400	3,704,400	0
施設利用権	587,690	831,662	△ 243,972
有価証券	98,431,000	98,431,000	0
保証金	180,484	180,484	0
長期貸付金	200,000	0	200,000
ソフトウェア	10,890	54,450	△ 43,560
預託金	374,930	375,630	△ 700
流動資産	733,192,973	601,424,066	131,768,907
現金預金	592,599,784	449,974,326	142,625,458
未収入金	138,651,816	148,796,168	△ 10,144,352
貯蔵品	400,405	328,403	72,002
短期貸付金	200,000	1,000,000	△ 800,000
立替金	9,900	0	9,900
前払金	1,331,068	1,325,169	5,899
資産の部合計	4,569,507,013	4,521,017,706	48,489,307
負債の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	83,543,275	84,856,800	△ 1,313,525
長期借入金	3,688,000	10,534,000	△ 6,846,000
退職給与引当金	71,664,015	67,052,570	4,611,445
長期未払金	8,191,260	7,270,230	921,030
流動負債	195,622,778	189,954,253	5,668,525
短期借入金	7,146,000	7,796,000	△ 650,000
賞与引当金	36,376,101	0	36,376,101
未払金	78,507,338	100,919,434	△ 22,412,096
前受金	67,292,500	71,288,300	△ 3,995,800
預り金	6,300,839	9,950,519	△ 3,649,680
負債の部合計	279,166,053	274,811,053	4,355,000
純資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
基本金	6,043,042,848	6,034,028,096	9,014,752
第1号基本金	5,985,042,848	5,976,028,096	9,014,752
第4号基本金	58,000,000	58,000,000	0
繰越収支差額	△ 1,752,701,888	△ 1,787,821,443	35,119,555
翌年度繰越収支差額	△ 1,752,701,888	△ 1,787,821,443	35,119,555
純資産の部合計	4,290,340,960	4,246,206,653	44,134,307
負債及び純資産の部合計	4,569,507,013	4,521,017,706	48,489,307

事業活動収支計算書

令和 7年 4月 1日 から
令和 8年 3月31日 まで

(単位 円)

	科 目	予 算			決 算			差 異		
事業活動収入の部	学生生徒等納付金	227,720,570			236,404,950			△	8,684,380	
	授業料	67,733,100			71,588,100			△	3,855,000	
	入学金	13,316,500			15,566,500			△	2,250,000	
	施設設備資金	24,090,000			25,080,000			△	990,000	
	実験実習費	13,180,000			13,838,200			△	658,200	
	その他の学納金	3,560,000			3,780,000			△	220,000	
	基本保育料	48,886,950			48,762,950				124,000	
	特定保育料	56,954,020			57,789,200			△	835,180	
	手数料	2,351,000			2,642,650			△	291,650	
	入学検定料	1,788,000			2,026,000			△	238,000	
	試験料	429,000			480,000			△	51,000	
	証明手数料	134,000			136,650			△	2,650	
	寄付金	628,000			821,473			△	193,473	
	特別寄付金	110,000			544,900			△	434,900	
	一般寄付金	100,000			10,000				90,000	
	現物寄付	418,000			266,573				151,427	
	経常費等補助金	1,304,676,439			1,291,586,617				13,089,822	
	地方公共団体補助金	43,550,030			45,098,050			△	1,548,020	
	市町村補助金	79,987,709			89,369,764			△	9,382,055	
	施設型給付費	1,181,138,700			1,157,118,803				24,019,897	
	付随事業収入	150,590,240			152,586,583			△	1,996,343	
	補助活動収入	123,651,293			125,449,636			△	1,798,343	
	受託事業収入	26,938,947			27,136,947			△	198,000	
	雑収入	27,529,725			35,578,666			△	8,048,941	
	施設設備利用料	9,592,682			10,393,123			△	800,441	
	退職金財団交付金	13,645,788			16,200,537			△	2,554,749	
	退職給与引当金戻入額	0			4,228,646			△	4,228,646	
	その他の雑収入	4,291,255			4,756,360			△	465,105	
	教育活動収入計	1,713,495,974			1,719,620,939			△	6,124,965	
教育活動収支	科 目	予 算			決 算			差 異		
	人件費	1,114,411,978			1,112,873,720				1,538,258	
	教員人件費	908,012,039			890,276,022				17,736,017	
	職員人件費	188,487,918			195,484,836			△	6,996,918	
	役員報酬	2,260,000			1,210,000				1,050,000	
	退職給与引当金繰入額	0			8,840,091			△	8,840,091	
	退職金	15,652,021			17,062,771			△	1,410,750	
	教育研究経費	496,986,325			466,320,480				30,665,845	
	消耗品費	35,912,786			32,737,427				3,175,359	
	光熱水費	32,018,344			28,709,570				3,308,774	
	旅費交通費	853,000			737,590				115,410	
	奨学費	16,625,250			16,662,150			△	36,900	
	修繕費	27,231,875			16,930,626				10,301,249	
	福利費	1,764,770			1,323,636				441,134	
	通信運搬費	4,335,402			4,276,565				58,837	
	印刷製本費	2,920,000			2,898,274				21,726	
	諸保険料	4,902,981			4,175,681				727,300	
	実験実習費	7,334,278			7,304,582				29,696	
	行事費	2,058,740			1,841,140				217,600	
	公租公課	550,275			560,020			△	9,745	
	車両燃料費	1,000			67				933	
	賃借料	14,055,701			13,239,412				816,289	
	諸会費	2,854,927			2,440,660				414,267	
	報酬委託手数料	152,468,167			143,018,848				9,449,319	
	補助活動費	95,394,172			95,546,598			△	152,426	
	雑費	268,953			274,632			△	5,679	
	減価償却額	95,435,704			93,643,002				1,792,702	
	管理経費	62,365,187			59,895,208				2,469,979	
	消耗品費	3,325,000			2,007,043				1,317,957	
	光熱水費	2,887,658			2,689,050				198,608	
	旅費交通費	90,000			92,849			△	2,849	
	修繕費	1,776,672			1,716,135				60,537	

(単位 円)

		教育活動収支			
		事業活動支出の部	教育活動外収支		
科 目		予 算	決 算	差 異	
教育活動収支	福利費	192,500	260,249	△ 67,749	
	通信運搬費	700,000	641,061	58,939	
	印刷製本費	3,040,169	3,321,369	△ 281,200	
	広告宣伝費	11,201,365	9,391,922	1,809,443	
	諸保険料	1,469,440	1,346,792	122,648	
	公租公課	5,214,100	5,236,420	△ 22,320	
	車両燃料費	218,000	185,669	32,331	
	賃借料	6,131,224	6,000,951	130,273	
	諸会費	430,000	400,441	29,559	
	報酬委託手数料	13,772,980	14,963,926	△ 1,190,946	
	渉外費	1,014,682	739,934	274,748	
	雑費	50,000	50,000	0	
	減価償却額	10,851,397	10,851,397	0	
	徴収不能額等	420,000	452,820	△ 32,820	
	徴収不能引当金繰入額	0	32,820	△ 32,820	
	徴収不能額	420,000	420,000	0	
	教育活動支出計	1,674,183,490	1,639,542,228	34,641,262	
教育活動収支差額		39,312,484	80,078,711	△ 40,766,227	
教育活動外収支	事業活動収入の部	事業活動支出の部	教育活動外収支	教育活動外収支	
	受取利息・配当金	1,325,612	1,342,413	△ 16,801	
	その他の受取利息・配当金	1,325,612	1,342,413	△ 16,801	
	その他の教育活動外収入	1,203,000	0	1,203,000	
	収益事業収入	1,203,000	0	1,203,000	
	教育活動外収入計	2,528,612	1,342,413	1,186,199	
	借入金等利息	89,550	89,550	0	
	借入金利息	89,550	89,550	0	
	その他の教育活動外支出	0	0	0	
	教育活動外支出計	89,550	89,550	0	
	教育活動外収支差額		2,439,062	1,252,863	1,186,199
	経常収支差額		41,751,546	81,331,574	△ 39,580,028
特別収支	事業活動収入の部	事業活動支出の部	特別収支	特別収支	
	資産売却差額	0	278,779	△ 278,779	
	車両売却差額	0	278,779	△ 278,779	
	その他の特別収入	3,349,951	3,530,861	△ 180,910	
	施設設備補助金	2,419,600	72,000	2,347,600	
	過年度修正額	930,351	3,458,861	△ 2,528,510	
	特別収入計	3,349,951	3,809,640	△ 459,689	
	資産処分差額	0	1,422,864	△ 1,422,864	
	不動産処分差額	0	1,422,849	△ 1,422,849	
	その他の資産処分差額	0	15	△ 15	
	その他の特別支出	38,950,550	39,584,043	△ 633,493	
	過年度修正額	38,950,550	39,584,043	△ 633,493	
	特別支出計	38,950,550	41,006,907	△ 2,056,357	
	特別収支差額		△ 35,600,599	△ 37,197,267	1,596,668

(単位 円)

科 目	予 算	決 算	差 異
〔予備費〕	(4,347,122)		
	12,652,878		12,652,878
基本金組入前当年度収支差額	△ 6,501,931	44,134,307	△ 50,636,238
基本金組入額合計	△ 31,579,371	△ 12,397,703	△ 19,181,668
当年度収支差額	△ 38,081,302	31,736,604	△ 69,817,906
前年度繰越収支差額	△ 2,058,943,859	△ 1,787,821,443	△ 271,122,416
基本金取崩額	0	3,382,951	△ 3,382,951
翌年度繰越収支差額	△ 2,097,025,161	△ 1,752,701,888	△ 344,323,273
(参考)			
事業活動収入計	1,719,374,537	1,724,772,992	△ 5,398,455
事業活動支出計	1,725,876,468	1,680,638,685	45,237,783

(注記)

1. 予備費 4,347,122 円の使用額は下記のとおりである。

教育研究経費

教修繕費

3,084,755 円

教報酬委託手数料

550,000 円

管理経費

管修繕費

712,367 円

合 計

4,347,122 円

2. 埼玉県補助金収入のうち専門学校授業料等減免費補助金

17,750,400 円

資金収支計算書

令和 7年 4月 1日 から
令和 8年 3月31日 まで

(単位 円)

収入の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金収入	227,720,570	236,404,950	△ 8,684,380
授業料収入	67,733,100	71,588,100	△ 3,855,000
入学金収入	13,316,500	15,566,500	△ 2,250,000
施設設備資金収入	24,090,000	25,080,000	△ 990,000
実験実習費収入	13,180,000	13,838,200	△ 658,200
その他の学納金収入	3,560,000	3,780,000	△ 220,000
基本保育料収入	48,886,950	48,762,950	124,000
特定保育料収入	56,954,020	57,789,200	△ 835,180
手数料収入	2,351,000	2,642,650	△ 291,650
入学検定料収入	1,788,000	2,026,000	△ 238,000
試験料収入	429,000	480,000	△ 51,000
証明手数料収入	134,000	136,650	△ 2,650
寄付金収入	210,000	554,900	△ 344,900
特別寄付金収入	110,000	544,900	△ 434,900
一般寄付金収入	100,000	10,000	90,000
補助金収入	1,307,096,039	1,291,658,617	15,437,422
国庫補助金収入	0	0	0
地方公共団体補助金収入	45,044,630	45,170,050	△ 125,420
市町村補助金収入	80,912,709	89,369,764	△ 8,457,055
施設型給付費収入	1,181,138,700	1,157,118,803	24,019,897
資産売却収入	278,780	278,780	0
車両売却収入	278,780	278,780	0
付随事業・収益事業収入	151,793,240	152,586,583	△ 793,343
補助活動収入	123,651,293	125,449,636	△ 1,798,343
受託事業収入	26,938,947	27,136,947	△ 198,000
収益事業収入	1,203,000	0	1,203,000
受取利息・配当金収入	1,325,612	1,342,413	△ 16,801
その他の受取利息・配当金収入	1,325,612	1,342,413	△ 16,801
雑収入	28,460,076	34,808,881	△ 6,348,805
施設設備利用料収入	9,592,682	10,393,123	△ 800,441
退職金財団交付金収入	13,645,788	16,200,537	△ 2,554,749
その他の雑収入	4,291,255	4,756,360	△ 465,105
過年度修正収入	930,351	3,458,861	△ 2,528,510
借入金等収入	300,000	300,000	0
前受金収入	67,915,200	67,292,500	622,700
授業料前受金収入	34,175,000	29,919,900	4,255,100
入学金前受金収入	10,600,000	12,100,000	△ 1,500,000
施設設備資金前受金収入	12,420,000	12,440,000	△ 20,000
実験実習費前受金収入	5,750,000	5,675,000	75,000
その他の前受金収入	4,970,200	7,157,600	△ 2,187,400
その他の収入	349,158,298	359,876,296	△ 10,717,998
前期末未収入金収入	148,796,168	148,343,348	452,820
貸付金回収収入	1,000,000	1,000,000	0
預り金受入収入	96,393,400	107,890,965	△ 11,497,565
仮払金回収収入	2,935,510	2,608,763	326,747
仮受金収入	12,000	12,000	0
減価償却引当特定資産取崩収入	100,000,000	100,000,000	0
預託金回収収入	21,220	21,220	0
資金収入調整勘定	△ 176,910,816	△ 209,940,116	33,029,300
期末未収入金	△ 105,622,516	△ 138,651,816	33,029,300
前期末前受金	△ 71,288,300	△ 71,288,300	0
前年度繰越支払資金	449,974,326	449,974,326	
収入の部合計	2,409,672,325	2,387,780,780	21,891,545

(単位 円)

支出の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
人件費支出	1,114,411,978	1,104,033,629	10,378,349
教員人件費支出	908,012,039	890,276,022	17,736,017
職員人件費支出	188,487,918	195,484,836	△ 6,996,918
役員報酬支出	2,260,000	1,210,000	1,050,000
退職金支出	15,652,021	17,062,771	△ 1,410,750
教育研究経費支出	401,550,621	372,491,267	29,059,354
消耗品費支出	35,912,786	32,565,161	3,347,625
光熱水費支出	32,018,344	28,709,570	3,308,774
旅費交通費支出	853,000	737,590	115,410
奨学費支出	16,625,250	16,662,150	△ 36,900
修繕費支出	27,231,875	16,930,626	10,301,249
福利費支出	1,764,770	1,323,636	441,134
通信運搬費支出	4,335,402	4,277,620	57,782
印刷製本費支出	2,920,000	2,898,274	21,726
諸保険料支出	4,902,981	4,175,681	727,300
実験実習費支出	7,334,278	7,289,582	44,696
行事費支出	2,058,740	1,841,140	217,600
公租公課支出	550,275	560,020	△ 9,745
車両燃料費支出	1,000	67	933
賃借料支出	14,055,701	13,239,412	816,289
諸会費支出	2,854,927	2,440,660	414,267
報酬委託手数料支出	152,468,167	143,018,848	9,449,319
補助活動支出	95,394,172	95,546,598	△ 152,426
雑費支出	268,953	274,632	△ 5,679
管理経費支出	52,191,322	52,243,393	△ 52,071
消耗品費支出	3,325,000	2,011,972	1,313,028
光熱水費支出	2,887,658	2,689,050	198,608
旅費交通費支出	90,000	92,849	△ 2,849
修繕費支出	1,776,672	1,716,135	60,537
福利費支出	192,500	260,249	△ 67,749
通信運搬費支出	700,000	642,621	57,379
印刷製本費支出	3,040,169	3,321,369	△ 281,200
広告宣伝費支出	11,201,365	9,391,922	1,809,443
諸保険料支出	1,469,440	1,346,792	122,648
公租公課支出	5,214,100	5,236,420	△ 22,320
車両燃料費支出	218,000	185,669	32,331
賃借料支出	6,131,224	6,000,951	130,273
諸会費支出	430,000	400,441	29,559
報酬委託手数料支出	13,772,980	14,963,926	△ 1,190,946
渉外費支出	1,014,682	725,085	289,597
雑費支出	50,000	50,000	0
過年度修正支出	677,532	3,207,942	△ 2,530,410
借入金等利息支出	89,550	89,550	0
借入金利息支出	89,550	89,550	0
借入金等返済支出	7,796,000	7,796,000	0
借入金返済支出	7,796,000	7,796,000	0
施設関係支出	22,198,447	13,391,947	8,806,500
建物支出	21,548,447	12,748,447	8,800,000
構築物支出	650,000	643,500	6,500
設備関係支出	9,809,534	9,046,417	763,117
教育研究用機器備品支出	2,839,934	2,117,902	722,032
管理用機器備品支出	105,600	105,600	0
図書支出	770,000	706,915	63,085
車両支出	6,094,000	6,116,000	△ 22,000
資産運用支出	100,000,000	100,000,000	0
減価償却引当特定資産繰入支出	100,000,000	100,000,000	0
その他の支出	202,251,706	216,842,330	△ 14,590,624
貸付金支払支出	400,000	400,000	0
前期末未払金支払支出	101,006,444	100,919,434	87,010
預り金支払支出	96,393,400	111,540,645	△ 15,147,245

(単位 円)

科 目	予 算	決 算	差 異
仮受金支出	12,000	12,000	0
前払金支払支出	1,783,832	1,331,068	452,764
立替金支払支出	0	9,900	△ 9,900
仮払金支払支出	2,635,510	2,608,763	26,747
預託金支払支出	20,520	20,520	0
〔予備費〕	(4,775,732)		
	12,224,268		12,224,268
資金支出調整勘定	△ 66,883,524	△ 80,753,537	13,870,013
期末未払金	△ 65,558,355	△ 79,428,368	13,870,013
前期末前払金	△ 1,325,169	△ 1,325,169	0
翌年度繰越支払資金	554,032,423	592,599,784	△ 38,567,361
支出の部合計	2,409,672,325	2,387,780,780	21,891,545

(注記)

1. 予備費 4,775,732 円の使用額は下記のとおりである。

教育研究経費支出

教修繕費支出 3,084,755 円
教報酬委託手数料支出 550,000 円

管理経費支出

管修繕費支出 712,367 円

設備関係支出

教育研究用機器備品支出 323,010 円
管理用機器備品支出 105,600 円

合 計 4,775,732 円

2. 埼玉県補助金収入のうち専門学校授業料等減免費補助金 17,750,400 円

活動区分資金収支計算書

令和 7年 4月 1日 から
令和 8年 3月31日 まで

(単位 円)

		科 目	金額
教育活動による資金収支	収入	学生生徒等納付金収入	236,404,950
		手数料収入	2,642,650
		特別寄付金収入	544,900
		一般寄付金収入	10,000
		経常費等補助金収入	1,291,586,617
		付随事業収入	152,586,583
		雑収入	31,350,020
		教育活動資金収入計	1,715,125,720
	支出	人件費支出	1,104,033,629
		教育研究経費支出	372,491,267
		管理経費支出	49,035,451
		教育活動資金支出計	1,525,560,347
		差引	189,565,373
		調整勘定等	△ 8,319,253
		教育活動資金収支差額	181,246,120
施設整備等活動による資金収支	科 目		金額
	収入	施設設備補助金収入	72,000
		施設設備売却収入	278,780
		減価償却引当特定資産取崩収入	100,000,000
		施設整備等活動資金収入計	100,350,780
	支出	施設関係支出	13,391,947
		設備関係支出	9,046,417
		減価償却引当特定資産繰入支出	100,000,000
		施設整備等活動資金支出計	122,438,364
		差引	△ 22,087,584
		調整勘定等	△ 6,977,840
		施設整備等活動資金収支差額	△ 29,065,424
	小計（教育活動資金収支差額＋施設整備等活動資金収支差額）		152,180,696
その他の活動による資金収支	科 目		金額
	収入	借入金等収入	300,000
		貸付金回収収入	1,000,000
		預り金受入収入	107,890,965
		仮払金回収収入	2,608,763
		仮受金収入	12,000
		預託金回収収入	21,220
		小計	111,832,948
		受取利息・配当金収入	1,342,413
		過年度修正収入	3,458,861
		その他の活動資金収入計	116,634,222
	支出	借入金等返済支出	7,796,000
		貸付金支払支出	400,000
		預り金支払支出	111,540,645
		仮受金支出	12,000
		立替金支払支出	9,900
		仮払金支払支出	2,608,763
		預託金支払支出	20,520
		小計	122,387,828
		借入金等利息支出	89,550
		過年度修正支出	3,207,942
		その他の活動資金支出計	125,685,320
		差引	△ 9,051,098
		調整勘定等	△ 504,140
		その他の活動資金収支差額	△ 9,555,238
	支払資金の増減額（小計＋その他の活動資金収支差額）		142,625,458
	前年度繰越支払資金		449,974,326
	翌年度繰越支払資金		592,599,784

(注記)

活動区分ごとの調整勘定等の計算過程は以下のとおり。

(単位 円)

項目	資金収支 計算書計上額	教育活動 による資金収支	施設整備等活動 による資金収支	その他の活動 による資金収支
前受金収入	67,292,500	67,292,500	0	0
前期末未収入金収入	148,343,348	146,634,646	1,595,000	113,702
期末未収入金	△ 138,651,816	△ 137,941,454	△ 72,000	△ 638,362
前期末前受金	△ 71,288,300	△ 71,288,300	0	0
収入計	5,695,732	4,697,392	1,523,000	△ 524,660
前期末未払金支払支出	100,919,434	87,343,784	13,575,650	0
前払金支払支出	1,331,068	1,331,068	0	0
期末未払金	△ 79,428,368	△ 74,333,038	△ 5,074,810	△ 20,520
前期末前払金	△ 1,325,169	△ 1,325,169	0	0
支出計	21,496,965	13,016,645	8,500,840	△ 20,520
収入計 — 支出計	△ 15,801,233	△ 8,319,253	△ 6,977,840	△ 504,140

注 記

1. 引当金の計算基準その他の計算書類の作成に関する重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

徴収不能引当金

…未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

賞与引当金

…教職員に対する賞与の支給に備えるため、当年度に負担すべき支給見込額を計上している。

退職給与引当金

…退職金の支給に備えるため、期末要支給額277,560,297円の100%を基にして、退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入れ調整額を加減した金額を計上している。

(2) その他の重要な会計方針

有価証券の評価基準及び評価方法

…移動平均法に基づく原価法である。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

…最終仕入れ原価法である。

2. 重要な会計方法の変更等

(1) 改正後の学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)の適用

当年度から、学校法人会計基準の一部を改正する省令(令和6年文部科学省令第28号)に基づく改正後の学校法人会計基準を適用し、計算書類及びその附属明細書の様式を変更している。

(2) 賞与引当金の計上

学校法人会計基準の改正により、引当金の計上基準が明確化されたことに伴い、当年度から計上している。当該変更により、基本金組入前当年度収支差額は36,376,101円減少している。

3. 固定資産の減価償却額の累計額の合計額

2,427,734,738円

4. 金銭債券の徴収不能引当金の合計額

32,820円

5. 担保に供されている資産の種類及び額

担保に供されている資産の種類及び額は、次のとおりである。

土	地	287,543,071円
建	物	101,531,097円
計		389,074,168円

6. 翌年度以後の会計年度において基本金への組入を行うこととなる金額

0円

7. 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

第4号基本金に相当する資金を有しているが、今後経営改善計画を作成した上で組入れ予定。

8. セグメント情報

(単位 円)

科 目 \ セグメント	専修学校 認定こども園	その他	合計
教育活動収入計	1,717,769,822	1,851,117	1,719,620,939
教育活動支出計	1,517,116,744	122,425,484	1,639,542,228
教育活動収支差額	200,653,078	△ 120,574,367	80,078,711
教育活動外収支差額	△ 84,525	1,337,388	1,252,863
経常収支差額	200,568,553	△ 119,236,979	81,331,574
特別収支差額	△ 33,695,734	△ 3,501,533	△ 37,197,267
基本金組入前当年度収支差額	166,872,819	△ 122,738,512	44,134,307
基本金組入額合計	△ 12,397,703	0	△ 12,397,703
当年度収支差額	154,475,116	△ 122,738,512	31,736,604

(注1) セグメント情報は拠点区分別の収支情報の内訳を示すものであり、必ずしも理事会が経営資源の配分の決定及び業績を評価すること等を目的とした財務情報にはなっていない。

(注2) 各セグメントの主な区分方法は、拠点区分に応じて「専修学校・認定こども園」「その他」に区分している。「その他」は学校法人部門となっている。

(注3) 収入額及び支出額の各セグメントへの配分方法は、昭和55年11月4日付け文管企第250号文部省管理局长通知「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について(通知)」に記載の方法を適用している。

9. 重要な偶発債務 なし
10. 子法人に関する事項 なし
11. 学校法人の出資による会社に係る事項 なし
12. 関連当事者との取引の内容に関する事項 なし
13. 学校法人間の財務取引 なし
14. 重要な後発事象 なし
15. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項
 (1) 有価証券の時価情報
 ① 総括表

(単位 円)

	当年度 (令和8年3月31日)		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	98,431,000円	98,900,000円	469,000円
(うち満期保有目的の債券)	(98,431,000円)	(98,900,000円)	(469,000円)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの		0円	0円
(うち満期保有目的の債券)	(0円)	(0円)	(0円)
合 計	98,431,000円	98,900,000円	469,000円
(うち満期保有目的の債券)	(98,431,000円)	(98,900,000円)	(469,000円)
時価のない有価証券	0円		
有価証券 合計	98,431,000円		

② 明細表

(単位 円)

	当年度 (令和8年3月31日)		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
債券	98,431,000円	98,900,000円	469,000円
合 計	98,431,000円	98,900,000円	469,000円
時価のない有価証券	0円		
有価証券 合計	98,431,000円		

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① 平成21年4月1日以降に開始したリース取引

リース資産の種類	リース料総額	未経過リース料期末残高
建 物	8,498,160円	4,957,260円
教育研究用機器備品	6,487,800円	3,071,508円
車 両	10,434,600円	3,234,000円

② 平成21年3月31日以前に開始したリース取引 なし

固定資産明細書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 円)

科 目	期 首 残 高 ①	当 期 増 加 額 ②	当 期 減 少 額 ③	期 末 残 高 ④ ①+②-③=④	減価償却額の 累 計 額 ⑤	差引期末残高 ④ - ⑤ = ⑥	摘 要
有形固定資産							
土地	1,639,845,463	0	0	1,639,845,463		1,639,845,463	
建物	3,841,483,309	12,748,447	9,755,887	3,844,475,869	2,067,021,399	1,777,454,470	
構築物	272,494,404	643,500	274,466	272,863,438	193,515,787	79,347,651	
教育研究用機器備品	137,932,693	2,117,902	1,987,531	138,063,064	118,543,939	19,519,125	
管理用機器備品	24,316,153	105,600	973,728	23,448,025	21,675,295	1,772,730	
図書	26,520,858	706,915	0	27,227,773		27,227,773	
車両	25,077,372	6,116,000	432,000	30,761,372	23,699,498	7,061,874	
計	5,967,670,252	22,438,364	13,423,612	5,976,685,004	2,424,455,918	3,552,229,086	
特定資産							
退職給与引当特定資産	80,000,000	0	0	80,000,000		80,000,000	
減価償却引当特定資産	100,000,000	0	0	100,000,000		100,000,000	
計	180,000,000	0	0	180,000,000		180,000,000	
その他の固定資産							
借地権	595,560	0	0	595,560		595,560	
電話加入権	3,704,400	0	0	3,704,400		3,704,400	
施設利用権	3,659,600	0	0	3,659,600	3,071,910	587,690	
ソフトウェア	217,800	0	0	217,800	206,910	10,890	
有価証券	98,431,000	0	0	98,431,000		98,431,000	
長期貸付金	0	400,000	200,000	200,000		200,000	
預託金	375,630	20,520	21,220	374,930		374,930	
保証金	180,484	0	0	180,484		180,484	
計	107,164,474	420,520	221,220	107,363,774	3,278,820	104,084,954	
合 計	6,254,834,726	22,858,884	13,644,832	6,264,048,778	2,427,734,738	3,836,314,040	

借入金明細書 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 円)

借入先	期首残高①	当期増加額②	当期減少額③	期末残高 ①+②-③=④	返済期限	摘要	
						使途	担保
長期借入金	公的金融機関						
	市中金融機関	10,534,000		3,538,000	R9年9月	幼稚園建設資金	土地・建物
	その他	0	300,000	150,000	R9年3月	新卒保育士就職準備金貸付 返還猶予申請あり(最長2年)	
	計	10,534,000	300,000	3,688,000			
短期借入金	公的金融機関						
	市中金融機関						
	その他						
	小計	0	0	0			
	返済期限が1年以内の 長期借入金	6,996,000	6,996,000	6,996,000		幼稚園建設資金	土地・建物
	計	800,000	150,000	800,000	R9年3月	新卒保育士就職準備金貸付	
合計		7,796,000	7,146,000	7,146,000			
合計		18,330,000	7,446,000	10,884,000			

(注) 1. 摘要の欄には、借入金の使途及び担保物件の種類を記載する。

基本金明細書

令和 7年 4月 1日から
令和 8年 3月31日まで

(単位 円)

事 項	要 組 入 高	組 入 高	未 組 入 高	摘 要
第 1 号 基 本 金				
前期繰越高	5,976,028,096	5,976,028,096	0	
当期組入対象額				
1. 建 物	4,648,872	4,648,872		
2. 構 築 物	369,034	369,034		
3. 教育研究用機器備品	988,882	988,882		
4. 図 書	706,915	706,915		
5. 車 両	5,684,000	5,684,000		
計	12,397,703	12,397,703		
当期取崩対象額				
1. 建 物	△ 1,656,312	△ 1,656,312		
2. 教育研究用機器備品	△ 858,511	△ 858,511		
3. 管理用機器備品	△ 868,128	△ 868,128		
計	△ 3,382,951	△ 3,382,951		
当期組入額	9,014,752	9,014,752	0	
当期末残高	5,985,042,848	5,985,042,848	0	
第 4 号 基 本 金				
前期繰越高		58,000,000		
当期組入額		0		
当期末残高		58,000,000		
合 計				
前期繰越高	_____	6,034,028,096		
当期組入高	_____	12,397,703		
当期取崩高	_____	△ 3,382,951		
当期末残高	_____	6,043,042,848		

財 産 目 録 (令和8年3月31日現在)

一	資 産 額		
	(一) 基 本 財 産		金3,552,229,086円
	内 訳		
	1. 土 地	29,407.05㎡	1,639,845,463円
	2. 建 物	16,839.02㎡	1,777,454,470円
	3. 構 築 物	248点	79,347,651円
	4. 教育研究用機器備品	1,594点	19,519,125円
	5. 管理用機器備品	262点	1,772,730円
	6. 図 書	18,605冊	27,227,773円
	7. 車 両	25台	7,061,874円
	(二) 運 用 財 産		金1,017,277,927円
	内 訳		
	1. 退職給与引当特定預金：資産		80,000,000円
	2. 減価償却引当特定預金：資産		100,000,000円
	3. 借 地 権	2,600.00㎡	595,560円
	4. 電 話 加 入 権	49台	3,704,400円
	5. 施 設 利 用 権		587,690円
	6. 固 定 有 価 証 券		98,431,000円
	7. 保 証 証 金		180,484円
	8. 長 期 貸 付 金		200,000円
	9. ソ フ ト ウ ェ ア		10,890円
	10. 預 託 金		374,930円
	11. 現 金 ・ 預 金		592,599,784円
	12. 未 収 入 金		138,651,816円
	13. 貯 蔵 品		400,405円
	14. 短 期 貸 付 金		200,000円
	15. 立 替 金		9,900円
	16. 前 払 金		1,331,068円
	(三) 収 益 事 業 用 財 産		金0円
二	負 債 額		
	(一) 固 定 負 債		金83,543,275円
	内 訳		
	1. 長 期 借 入 金	2口	3,688,000円
	2. 退 職 給 与 引 当 金		71,664,015円
	3. 長 期 未 払 金		8,191,260円
	(二) 流 動 負 債		金195,622,778円
	内 訳		
	1. 短 期 借 入 金	2口	7,146,000円
	2. 賞 与 引 当 金		36,376,101円
	3. 未 払 金		78,507,338円
	4. 前 受 金		67,292,500円
	5. 預 り 金		6,300,839円
	(三) 収 益 事 業 用 負 債		金0円
三	差 引 正 味 財 産		金4,290,340,960円
四	借 用 財 産		
	(一) 土 地	2,600.00㎡	
	幼保連携型認定こども園みさとさくらの森		
	埼玉県三郷市彦成4丁目24番1		

上記は、当学校法人の財産目録であることに相違ありません。

令和8年6月15日

学校法人ワタナベ学園
理事長 美入 昌男

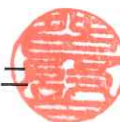
監査報告書

令和8年6月5日

学校法人ワタナベ学園

理事会 御中
評議員会 御中

監事 舩巴 啓二



監事 澤田 裕二



私たち監事は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年度の学校法人ワタナベ学園の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 理事会及び評議員会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本法人の業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告書に記載されている理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして私立学校法施行規則第13条各号に掲げる体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(私立学校法施行規則第37条各号に掲げる事項)を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告書及びその附属明細書、計算関係書類(計算書類及びその附属明細書)並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果

- ① 事業報告書及びその附属明細書は、法令及び寄附行為に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

- ② 理事の業務執行の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告書の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 2025 年度(令和7年度)事業計画書においては、「地域、来校実績、受験実績等を勘案しつつ、定期的に高等学校へ訪問し、信頼関係を維持する。」としていたが、吉川福祉専門学校にあっては、「訪問報告書」、「募集費」の内容から判断する限り、計画実施に積極的に取り組んだとは認められませんでした。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人中島英男の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

独立監査人の監査報告書

令和8年6月4日

学校法人 ワタナベ学園
理 事 会 御中

中島英男公認会計士事務所
埼玉県草加市
公認会計士 中島英男

〈計算関係書類監査〉

計算関係書類に対する監査意見

私は、私立学校法第104条第2項に基づき、学校法人ワタナベ学園の令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の計算関係書類（計算書類、すなわち貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、重要な会計方針、その他の注記及びその附属明細書をいう。以下同じ。）について監査を行った。

私は、上記の計算関係書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び収支の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

計算関係書類に対する監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算関係書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書及びその附属明細書並びに財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算関係書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算関係書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算関係書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算関係書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠して計算関係書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算関係書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算関係書類を作成するに当たり、理事者は、継続法人の前提に基づき計算関係書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に基づいて継続法人に関する事項を開示する必要がある場合には、当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算関係書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算関係書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算関係書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算関係書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算関係書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・理事者が継続法人を前提として計算関係書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算関係書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算関係書類の注記事項が適切でない場合は、計算関係書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算関係書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算関係書類の表示、構成及び内容、並びに計算関係書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

〈財産目録に対する意見〉

財産目録に対する監査意見

私は、私立学校法第 86 条第 1 項及び私立学校法施行規則第 24 条に基づき、学校法人ワタナベ学園の令和 8 年 3 月 31 日現在の令和 7 年度(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで)の財産目録(貸借対照表に対応する項目に限る。以下同じ。)について監査を行った。

私は、上記の財産目録が、全ての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠しており、貸借対照表と整合して作成されているものと認める。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠するとともに、貸借対照表と整合して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠しており、貸借対照表と整合しているかについて意見を表明することにある。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上